

●本計画策定の背景と目的

○第1期 西東京市文化財保存・活用計画（歴史文化基本構想として策定）

「西東京市文化財保存・活用計画」は、本市の歴史文化及び文化財を自然環境や景観等周辺環境を含めて総合的にとらえ直し、新たな価値の創造と魅力あるまちづくりを推進するための**基本理念**及びその**実施プログラム**として策定した。

H27 「歴史文化基本構想」（任意計画）

2007年（平成19年）、国の文化審議会文化財分科会企画調査会で、**地域の文化財をその周辺環境も含めて、社会全体で総合的に保存・活用していくことの必要性**と、そのために地方公共団体が「歴史文化基本構想」を策定していくことの重要性が提言された。**（任意計画）**

○「歴史文化基本構想の定義」  
地域に存在する文化財を指定・未指定に関わらず幅広くとらえて、的確に把握し、文化財をその周辺環境まで含めて、総合的に保存・活用するための**構想（＝マスタープラン）**

第1期「西東京市文化財保存・活用計画」は「歴史文化基本構想」の時点ですでに**実施プログラム（≒アクションプラン）**を組み込んだ内容として作成している。  
＝内容は「文化財保存活用地域計画」に近い

H30 文化財保護法の改正  
「歴史文化基本構想」のほかに「文化財保存活用地域計画」（法定計画）の策定を定める

「文化財保存活用地域計画」と整合を図ることが推奨されている東京都の「文化財保存活用大綱」が未策定（令和5年時点）のため、東京都の大綱の策定を待ってから、「文化財保存活用地域計画」の策定を目指したい。

過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の消失などが課題となり、**未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域全体で文化財を未来へ継承することが求められている**。そこで、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進等を目的に、平成30年に文化財保護法が改定され、各自治体は「歴史文化基本構想」のほかに、「文化財保存活用地域計画」の策定を求められている。**（法定計画）**

策定から8年経過  
計画見直しの時期

○第2期 西東京市文化財保存・活用計画として見直し

西東京市文化財保存・活用計画で目指す将来像（第1期策定時）

縄文から未来につなぐ文化財 守り育む、ふるさと西東京

第2期策定の方向性 **市民主体で、保存し活用する次世代へ繋ぐ計画（実施プログラム）へ**  
Key Word : 世代を超えた継承（若者参画）/市民主体/地域博物館

○「文化財保存活用地域計画の定義」  
各市町村が目指す目標や中長期的に取り組む具体的な内容を記載した、当該市町村における文化財の保存・活用に関する基本的な**マスタープラン**であり、**アクションプラン**とされている。

○文化財保存活用大綱（都道府県策定）との整合性  
大綱又は認定地域計画が定められている場合、当該保存活用計画の内容が当該大綱又は認定地域計画と整合性のとれたものとなっていること。⇒**しかし、東京都の大綱は現在作成段階で、現時点（令和5年）では未策定**

●第1期⇒第2期で変更/修正を行う箇所

○社会情勢の変化

○社会構造の変化/少子高齢化/価値観の多様化  
⇒担い手の不足、経済的事情による文化財の維持への課題、シビックプライド/地域への愛着の重要性  
○コロナ禍 ⇒ライフスタイルの変化

○地域博物館設立に向けた意識醸成

○第1期計画を経て（下野谷遺跡の国史跡への指定を経て）、文化財に対する市民意識の変化  
○地域博物館の在り方  
＝西東京市の文化財の保存・活用の方向性の現れ

○法整備の変化

○文化財保護法の改正（平成30年）  
・「歴史文化基本構想」から「文化財保存活用地域計画」策定へシフト（平成30年改正）  
・書道や食文化等の生活文化も含めた**多様な無形の文化財の積極的な保護を図る**ため、登録制度を創設。文化財保存活用地域計画とも連動し、地域の実態に合わせた多様な保存・活用の仕組みを整備するため、**地方登録制度**を法律に位置付けるとともに、地方登録された文化財の国の登録文化財への提案制度を創設。（令和3年改正）  
○博物館法の改正（令和4年）  
・博物館資料の**デジタル・アーカイブ化**を追加  
・他の博物館及び、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など**地域の活力の向上への寄与**を努力義務化  
○文化芸術振興基本法の改正→「文化芸術基本法」（平成29年）  
・文化芸術の振興にとどまらず、**観光、まちづくり、国際交流、福祉、教育、産業等における施策**を取り込むこと

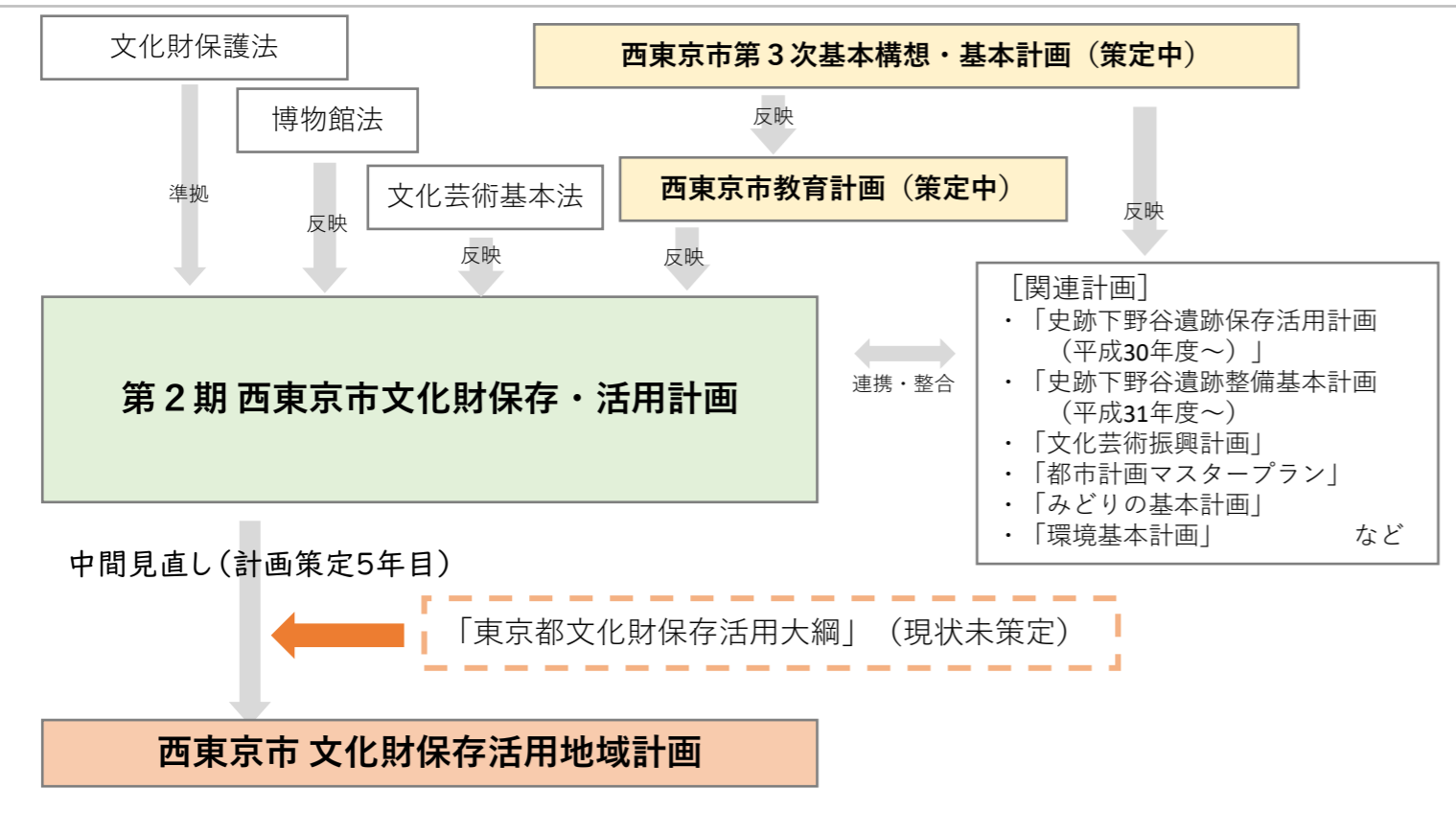
○第1期からの取組の評価/課題

**評価すべき点**  
○下野谷遺跡の国史跡指定とその後の追加指定による**確実な保存**  
○史跡下野谷遺跡の整備と活用（竪穴式住居の復元等）  
○市指定文化財の新規指定（天神社拝殿）  
○歴史的建造物（高橋家・下田家の）国登録文化財登録  
○市指定文化財の管理（修繕を含む）  
○学校教育での文化財の積極的な活用  
○市民による文化財の普及活動（縄文の森の秋まつりや保谷のアイの継続的な実施、民族学博物館の普及など）

**課題**  
○新たな文化財の価値の掘り起こし（未指定文化財の把握が不十分）  
○保護制度が不十分（登録文化財制度など）  
○下野谷遺跡以外の文化財の普及・活用が不十分  
○文化財を知るための刊行物が不十分（文化財年次報告・概説書・西東京市史など）  
○市民の活動の拠点が不足  
○収蔵場所が不足  
○博物館がない

### ●行政計画との関係性

[上位・関連計画との位置づけ]



### ●本計画で扱う文化財 (第1期計画より)

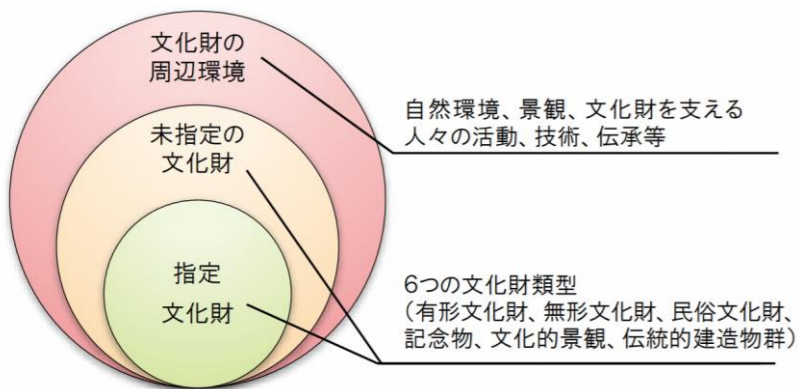
西東京市文化財保護条例は、市民の郷土に対する認識を高めるとともに、文化の向上に貢献することを目的とし、国の文化財保護法第二条に定められた6つの文化財類型

=有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群

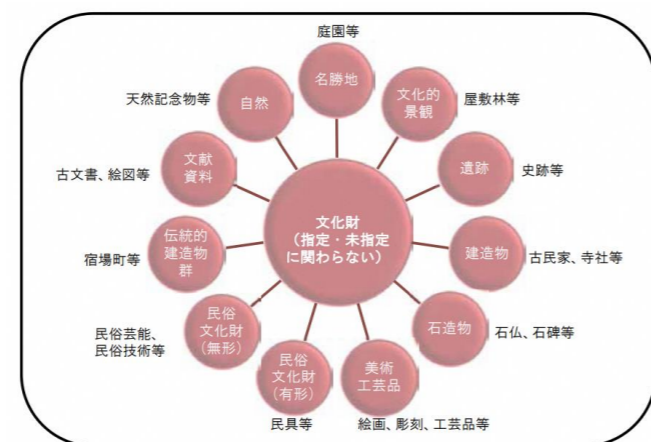
を参考に文化財を定義し、特に重要なものを西東京市指定文化財として位置付けています。

一方、国が示している「歴史文化基本構想」においては、地域に存在する歴史文化の様々な表出形態を「文化財」として、指定・未指定に関わらず幅広くとらえ、歴史的、文化的、地域的関連性等に基づいて周辺環境も含めた一定のまとまりをもった文化財群を把握し、総合的に保護していく考え方が示されています。

[文化財の考え方 (仮)]



[文化財の要素イメージ (第1期計画より)]



### ●本計画で扱う指定文化財 (第1期計画に加筆)

国指定文化財	
区分	名称
史跡	玉川上水
史跡	下野谷遺跡
名勝	小金井 (サクラ)

都指定文化財	
区分	名称
1	田無神社本殿・拜殿

市指定文化財	
区分	名称
第1号	石幢六角地藏尊
第2号	田無ばやし
第3号	延慶の板碑
第4号	稗倉
第5号	下田家文書 (公用分例略記)
第6号	北芝久保庚申塔
第7号	養老田碑
第8号	養老畑碑
第9号	下田半兵衛富宅の木像
第10号	獅子頭(雄獅子・雌獅子)
第11号	高札(火付ケ御文言高札)
第12号	人馬賃銭御定メ掛札
第13号	葎山笠
第14号	十王堂一宇建立の碑
第15号	玉井寛海法士の墓
第16号	撃剣家並木先生の墓
第17号	南芝久保庚申塔
第18号	地租改正絵図
第19号	文化九年 検地図
第20号	文字庚申塔
第21号	招魂塔
第22号	六角地藏石幢
第23号	赤面金剛庚申像
第24号	又六石仏群
第25号	田無村卸検地帳

国登録文化財	
区分	名称
1	田無神社参集殿
2	小宮家住宅主屋
3	高橋家住宅主屋
4	高橋家住宅土蔵
5	高橋家住宅衣装蔵
6	高橋家住宅納屋
7	高橋家住宅表門
8	下田家住宅主屋
9	下田家住宅文庫蔵

市指定文化財	
区分	名称
第25号	田無村御検地帳
第26号	真誠学舎関係文書
第27号	尉殿大権現 神号額
第28号	柳沢庚申塔
第29号	旧下田名主役宅
第30号	木彫彩色三十番神神像
第31号	木彫彩色俱利迦羅不動明王像
第32号	石製尾張藩鷹場標杭
第33号	總持寺のケヤキ
第34号	田無神社のイチョウ
第35号	水子地藏菩薩立像
第36号	西浦地藏尊
第37号	六地藏菩薩立像
第38号	榛名大権現石造物群
第39号	石燈籠一對
第40号	奉納絵馬群
第41号	一文銭向い目絵馬二枚
第42号	菅原道真石像
第43号	観音寺の宝篋印塔
第44号	馬駈け市大絵馬
第45号	氏子中奉納題目塔二基
第46号	保谷囃子
第47号	岩船地藏尊
第48号	蓮見家文書
第49号	幕末の洋式小銃
第50号	天神社 拜殿

### ●未指定文化財の把握状況

- 古文書調査 『保谷史料所在目録』 (昭和59年3月)
- 『蓮見家文書目録』 (昭和59年3月)
- 『下田家文書目録』 (平成2年1月)
- 石造物調査 『保谷の石仏と石塔一・二』 (昭和56年5月・59年6月)
- 『田無市の文化財』 (平成11年3月)
- 民俗調査 『上保谷の民俗』 (昭和58年3月) 『下保谷の民俗』 (昭和61年3月)
- 『保谷市の祭囃子 (上) (下)』 (昭和61・61年3月)
- 『田無のむかし話』 (昭和50~56年)

歴史的建造物調査 (平成23~25年度)

『保谷市史』  
昭和36  
~  
平成元年



天神社 拜殿